

## 様式例1 学校の部活動に係る活動方針

### 平成30年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立宮古北高等学校

校長名 熊谷和浩

#### 1 活動の方針

- (1)部活動における生徒の自主的、自発的な活動を推進する。
- (2)生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3)スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとる。
- (4)科学的トレーニングを積極的に導入し、効果が得られるように指導を工夫する。
- (5)顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、目標を達成できるよう、適切な指導を行う。

#### 2 休養日・活動時間について

- (1)週1回以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
- (2)考査1週間前から考査終了までは、部活動を停止期間とする。
- (3)1日の活動時間は、平日では3時間以内、学校の休業日は4時間以内を基準とする。
- (4)長期休業中の活動時間は、学期中に準じた扱いとする。
- (5)原則として試合日から2週間前に延長願を提出し、許可された場合に1時間の活動時間の延長が認められる。
- (6)考査終了から10日以内に公式試合がある場合、1時間程度の活動が認められる。

#### 3 活動のきまり

- (1)顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2)活動時間を守り、合理的でかつ効率的・効果的な活動とする。
- (3)望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう休養日を設ける。
- (4)顧問は、生徒の健康管理および活動場所の安全管理に気を配る。特に、気温が著しく上昇し、体調を崩すような厳しい環境の下での部活動は原則として行わない。

#### 4 その他

- (1)炎天下における部活動では、活動前、活動中、活動後にこまめに水分及び塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康管理に努める。
- (2)熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分補給、体温冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。